

第1章 計画の概要

2015つちうらこどもプラン —土浦市子ども・子育て支援事業計画—



1 計画策定の背景

わが国における急速な少子化への対策と、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つことのできる環境をつくるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法*」が施行され、同法に基づき本市では、平成17年度から平成21年度までを前期計画期間、平成22年度から平成26年度までを後期計画期間とする「つちうら新こどもプラン」を策定し、少子化対策や子ども・子育て支援事業に取り組んでまいりました。

しかし、この間に、待機児童や児童虐待等の増加が大きな社会問題となり、子育て家庭を支える制度の拡充が求められるようになりました。

これを受け、国では、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援を総合的に図るための「子ども・子育て関連3法*」が平成24年8月に公布され、これに基づいた「子ども・子育て支援新制度*」（以下「新制度」という。）が平成27年4月から実施されることとなりました。

新制度においては、市町村が子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、計画を策定することが義務づけられていることから、平成27年度以降は、子ども・子育て支援法*第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画*」を策定し、各事業を推進していくことになります。

そのため、これまでの現行計画に基づく取組みの検証を行い、その結果を反映させるとともに、子育て支援や保育のニーズ調査を行い、需要や要望を把握したうえで、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援事業計画をここに策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法*」に定める市町村事業計画であり、本市の子ども・子育て支援に関わる基本的方向や事業の概要を明らかにし、子どもや子育て支援対策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

なお、本計画の策定にあたっては、上位計画となる「第7次土浦市総合計画」を踏まえるとともに、国が示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」や国の「子ども・子育て会議」等を参考とし、その他、教育・福祉やまちづくり等の関連する計画などと整合性をもたせて策定するものです。

「子ども・子育て関連3法*」とは・・・

- ① 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

の3法からなり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るために制定されたものです。

3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を期間とします。

なお、今後の社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととします。

◆ 計画の期間

(年度)								
H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
計画 策定	土浦市子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
					評価・ 次期計画策定	次期計画 (平成32年度～)		

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議*

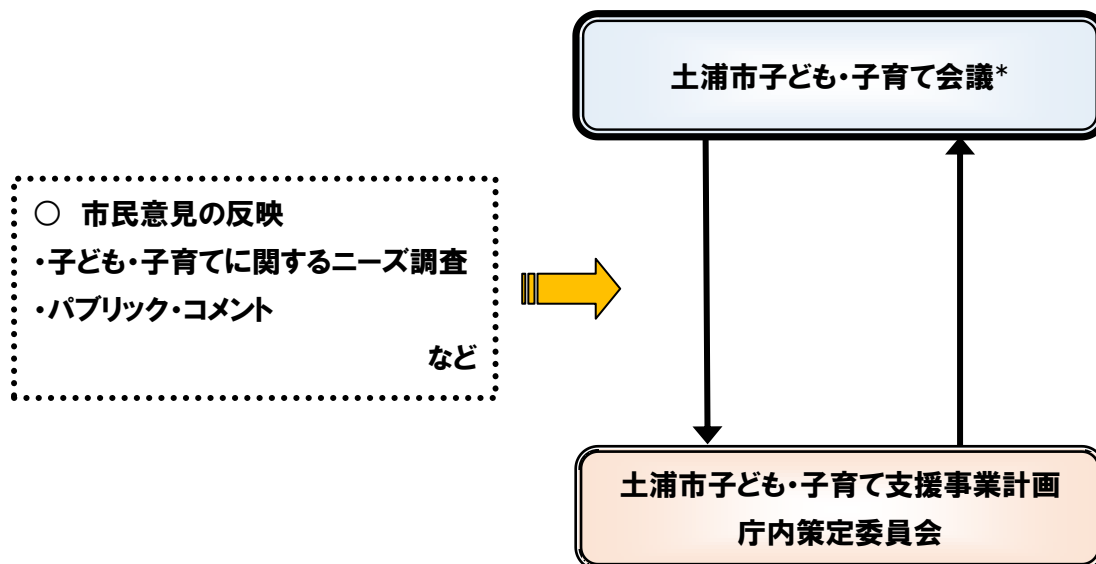
本計画は、新制度のもとでの事業計画の策定・進捗管理などについて、保護者の方や子ども・子育て支援の関係者などのご意見をうかがい、本市の実情を踏まえた事業の推進につなげていくことを目的として、「土浦市子ども・子育て会議」において内容の検討を行いました。

委員は、学識経験者、子ども関係団体の代表者、教育・保育の関係者、子どもの保護者などにより構成されています。

(2) 子ども・子育て支援事業計画庁内策定委員会

本計画の策定に当たっては、全庁的な連携を図ることを目的に「土浦市子ども・子育て支援事業計画庁内策定委員会」において内容の検討を行いました。

委員は、市長公室、保健福祉部、教育委員会など子育て・教育・保育に関係する部・課の長や担当係員により構成されています。



第1章 計画の概要

(3) 実態・要望等の把握

子育て家庭や子どもの生活実態や要望等を把握するため、平成25年度に就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象とした子ども・子育てに関するニーズ調査を実施しました。

平成25年11月1日～平成25年11月20日を調査期間とし、調査実施の概要については、以下のとおりです。

◆調査対象の母数と抽出方法、調査内容等

①就学前児童調査0～2歳	
調査対象者	就学前児童の保護者
母数	平成25年10月1日現在、 住民基本台帳0～2歳 3,503人
調査件数	1,000件
抽出法	割当法無作為抽出
調査方法	郵送法（配付、回収）

②就学前児童調査3～5歳	
調査対象者	就学前児童の保護者
母数	平成25年10月1日現在、 住民基本台帳3～5歳 3,559人
調査件数	1,000件
抽出法	割当法無作為抽出
調査方法	郵送法（配付、回収）

③小学校就学児調査	
調査対象者	小学校児童の保護者
母数	平成25年10月1日現在、 住民基本台帳小学生 7,686人
調査件数	1,000件
抽出法	割当法無作為抽出
調査方法	郵送法（配付、回収）

◆調査票の配付・回収状況

(単位：件、%)

調査対象者	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000	903	45.2
小学校児童	1,000	431	43.1
計	3,000	1,334	44.5